

## 第 68 回長崎県個人情報保護審査会会議録

### 1. 日時

平成 27 年 5 月 21 日（木） 午前 10 時から午前 11 時 35 分まで

### 2. 場所

長崎タクシー会館 4 階会議室

### 3. 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員（50 音順）

### 4. 事務局出席者

県民センター 田中センター長、渡辺課長補佐、荒木係長、高石主任主事

### 5. 実施機関出席者

市町村課 飛永課長補佐、柿森主任主事

### 6. 議題

#### (1) 諮問（制）第 22 号事案の審議

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書」の第三者点検

#### (2) 諮問（不）第 13 号事案の審議

「精神障害者等の保護に関する通知書等」及び「第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書（病院管理者用）等」の部分開示決定に対する異議申立て

### 7. 会議結果

(1) 本日の審議結果を踏まえて事務局で再度答申案を作成し、最終的に会長一任で決定することとなった。

(2) 事務局から前回までの審議内容を説明後、不開示部分の審議を行った。次回の審査会において、答申の審議を行うこととなった。

## 8. 議事内容

ただ今から、第 68 回長崎県個人情報保護審査会を開催します。

(堀江会長)

本日の議題は 2 件、議題 1「特定個人情報保護評価書の第三者点検」及び議題 2「諮問(不)第 13 号」の審議です。

はじめに、議題 1 の審議を行い、次に議題 2 の審議を行います。

なお、議題 1 の審議は公開で行いますが、議題 2 の審議については非公開で行います。

(堀江会長)

議題 1 は、第三者点検の答申の審議です。前回は、評価書に係る審議を終了しました。

本日は、事務局が答申案を用意していますので、答申の審議を行います。

なお、本日も実施機関である市町村課に出席をいただいておりますが、前回の質疑応答における補足説明があるそうですので、実施機関から説明をお願いします。

(市町村課)

市町村課です。私から説明させていただきますのが、前回の議事録の 10 ページの下段です。阿部委員から質問がありました、USB の取り扱いについてです。市町村課から県庁内の保管課に対して USB を使ってデータの提供や移転を行った場合ですが、委員のご指摘のとおり、USB については小さいものですので、紛失の可能性というリスクがあります。従って、そのリスクを軽減するため、移転に使う際の USB については新たにパスワードロック付きの USB を購入し、必ずその USB でしか移転させないという形にすることによってリスクの軽減を図りたいと考えています。以上です。

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の実施機関の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

ありませんか。それでは答申の審議に移ります。事務局から答申案の説明をお願いします。

## 【事務局説明】

（堀江会長）

それでは、答申の審議を行います。事務局案について、ご意見、ご質問をお願いします。

なお、最後になりますので、トータルとして実施機関に対する質問も併せてご自由に発言をお願いします。

（小林委員）

USB の件ですが、前回、USB の管理については、県の中で別に規定があるという話だったと思います。独立に USB の管理規定があって、USB の扱いについてはそれに則る。よって、基本的には元々規定があり、USB の管理簿があって、誰が持っているのかとか、返却したかとか、それが定期的にきちんと管理されているかをチェックする体制がある。それがある前提で、今回、それにプラスして記録媒体に記録された本人確認情報が適切に廃棄されたということを追加するイメージで正しいでしょうか。

（市町村課）

おっしゃるとおりです。追加して USB 本体もパスワードロック付きの USB に変えますし、使用后、その USB は市町村課に返却して、そこで消去されていることを確認します。消去されていない場合は、当然そこで消去するという事です。

（小林委員）

分かりました。

（中村委員）

今の件ですが、今回新たにパスワードロック付きの USB を導入するということですので、答申案に「当該移転に使用する記憶媒体についてセキュリティーの高いものを使用する」とか、そういう文言を入れておいたほうが良いと思います。

（小林委員）

おそらく、USB の管理規程のようなものが別にあると思うのですが、それにプラスアルファの部分を書けばいいと思います。そうすると気になったのですが、暗号化してパスワード付きの USB にするというのは既に管理規定があれば書く必要はないと思うのですが、先ほど「そのように変える」と説明がありましたので、今回のこの為にセキュリティーを上積みするのだと把握しました。そういう理解でよいですか。

(市町村課)

現行のセキュリティー規定の中に追加で媒体のパスワードロック付きという部分を明確にしたいと思っております。その意味で追加するということです。

(小林委員)

ここにやはり、今のコメントでは中村委員から指摘があったように、その記述を追加するという理解で正しいですか。

(市町村課)

そのように答申の中に記載していただくことについて、特段、実施機関として異議はありません。

(事務局)

先程の中村委員からのご指摘を(1)の文章に入れるとすれば、まだ私案ですが、「当該移転に使用する記憶媒体は、セキュリティーが確保されたものを使用し、当該記憶媒体に記録された本人確認情報が適切に廃棄されていることを確認すること」という書きぶりになると思います。

(小林委員)

私はいいと思います。暗号化やパスワードだけではないので、「セキュリティーを確保した」という言い方のほうがいいと思います。

(堀江会長)

今の追加の部分も、このマイナンバー制度の実施において特別にプラスアルファする部分ということでもいいのですね。

(堀江会長)

他にございませんか。この程度で審議は終了してよろしいですか。それでは、これで終了します。

事務局でこの審議を踏まえた答申の最終案を作成してください。最終的な確認は、私と事務局に一任していただきたいと思います。よろしいですか。

以上で、議題 1 の審議を終了します。

議題 2 の審議に移りますので、実施機関は退席をお願いします。

**※議題 2 の議事内容は非公表**